第７２号議案

　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年６月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、または公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第１４条第２号を次のように改める。

⑵　前号に掲げる者を２人以上有する者　１，０００円

第１５条第４項中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第１７条中「または扶養控除額」を「、扶養控除額または特定親族特別控除額」に改める。

第２３条第１項ただし書中「もしくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２４条の２第１項第３号および第２４条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第２４条の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

第２４条の３第１項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

付則第６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第６条の２の２　令和８年４月１日以後に第４７条の２第１項の売渡しまたは同条第２項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第４７条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第４８条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第４９条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第４７条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの１本をもつて紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第４８条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第４８条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

　　　付　則

　（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

　⑴　付則第６条の２の次に１条を加える改正規定および付則第４条の規定　令和８年４月１日

　⑵　第６条および第１５条第４項の改正規定ならびに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に規定する日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

　(公示送達に関する経過措置)

第２条　改正後の第６条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

　（区民税に関する経過措置）

第３条　改正後の第１４条第２号、第１７条および第２３条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、令和７年度分までの区民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の区民税に係る申告書の提出に係る改正後の第２３条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２４条の２第１項第３号および第２４条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　改正後の第２４条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき給与について提出する改正後の第２４条の２第１項および第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき給与について提出した改正前の第２４条の２第１項および第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　改正後の第２４条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する改正後の第２４条の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第２４条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

　（特別区たばこ税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、付則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（改正後の付則第６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、品川区特別区税条例第４７条の２第１項の売渡しまたは同条第２項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第４９条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項および改正後の付則第６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

　⑴　品川区特別区税条例第４９条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の付則第６条の２の２第１項に規定する紙巻きたばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

　⑵　改正後の付則第６条の２の２の規定により換算した紙巻きたばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（説明）地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。